

## 日本総合健診医学会における利益相反（COI）に関する指針・細則 改訂について

2020年度第4回理事会（2020年6月12日）において本指針の改訂が承認されました。改定内容の概要は以下をご確認ください。

### ●改定した項目と概要

---

#### 1. タバコ関連企業への対応

- ・第12条 3) -1 申告者本人に対する事項：タバコ関連企業を開示対象として追記。

#### 2. 日本医学会 COI 管理ガイドライン一部改定への対応

- ・第12条 3) -1 申告者本人に対する事項：⑥⑦⑧⑨の修正、追記
- ・様式2 学会誌投稿用 自己申告書：⑥⑦⑧の項目の修正。

（申告対象の金額は、申告者が使途を決定できる金額であることを明示した。）

- ・第12条 3) -2 組織の利益相反として開示する事項：組織 COI について追記。
- ・様式3 役員等の COI 申告書：C.申告者の所属する研究機関・部門に関する申請項目の追記。

（申告対象の金額区分について日本医学会に準じて設定した。）

#### 3. その他修正、追記

- ・第2条 用語の定義：追記
- ・第3条 利益相反情報の管理：追記
- ・第4条 不要情報の削除：追記
- ・第5条 利益相反情報の内部利用：追記
- ・第6条 利益相反情報の開示・公開：追記
- ・第12条 2)対象となる活動：修正、追記
- ・利益相反フォーム（様式1、2、3）：開示すべき COI 範囲について第12条参照の注記 追記。

なお、指針の詳細は、学会 HP をご参照ください。

参照：<https://jhep.jp/jhep/rinri/eth200.jsp>